

東北・1月、不実記載で車両停止210日など3社処分

Edited By LogisticsToday On 2020/02/26



東北運輸局が25日に発表した貨物自動車運送事業者に対する行政処分状況によると、1月に処分を受けた3社のうち2社で不実記載が行われており、これによって100日以上重い処分が下った。

処分の内容は次の通り。

事業者（営業所）	所在地	処分内容	監査の端緒	違反内容	違反点数※
鈴木建材（本社）	福島県南相馬市	車両停止（210日車一） +輸送安全確保命令 +文書警告		7件（点呼、点呼記録[不実記載]、乗務記録[不実記載]、運行記録計による記録[不実記載]、運転者指導監督、運転者指導監督記録、運行管理者講習受講）	
共栄運輸（本社）	岩手県金ケ崎町	車両停止（115日車一）		2件（無車検運行、12/12定期点検整備）	
東洋陸送社（郡山営業）	福島県郡山市	車両停止（70日車一） +文書警告		5件（乗務時間、点呼、点呼記録事項、点呼記録[不実記載]、運転者指導監督）	

※営業所違反点数/事業者違反点数

